

## 2021年福島県沖を震源とする地震に伴う共済金支払い等の特別措置について

### 1. 年金共済《ひろがり》

年金共済《ひろがり》の一部払出請求は、年間スケジュール（ホームページ「各種手続き」参照）にて受付締切日および送金予定日が決まっていますが、今回の地震に伴い被災されたご契約者さまから一部払出請求の申請があった場合、所定のスケジュールに関わらず速やかに指定の口座に送金いたします。特別措置を希望する場合は、請求書様式の払出事由の「災害」を○で囲んでください。

#### 【一部払出請求 当面のスケジュール】

労連共済本部締切日	送金予定日
2月26日（金）	3月25日（木）
3月12日（金）	4月12日（月）
3月30日（火）	4月26日（月）

<お問い合わせ>

労連共済本部（年金共済担当）

03-5297-6171 受付時間9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

### 2. 退職者生命共済《あいあい》《あいあい50》

今回の地震に伴い被災されたご契約者さまから共済金請求の申請があった場合、迅速に対応いたします。

また、死亡事実の記載のある住民票（または、戸籍抄本）の提出により、死亡診断書の提出を省略することができます。

<お問い合わせ>

労連共済本部（退職者共済担当）

03-5297-6175 受付時間9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

### 3. 疾病共済《やすらぎ》

今回の地震に伴い、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまからのお申し出により次の特別措置を実施いたします。

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長（最長6ヶ月間）

(2) 保険金等のお支払い

<お問い合わせ>

「ジブラルタ生命コールセンター」

0120-37-2269

受付時間：平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00、（日・祝日を除く）